

重点プロジェクト

本市では、これまで“人”づくり“場”づくりをテーマに「わたしたちの談話」プロジェクトを進めてきました。本計画では、地域福祉に関わる人を分野や立場、属性などを越えてつなぐ取組として、「談話」を通じた5つの要素をかけあわせた様々な取組を発展させていきます。

そして、それぞれの取組の相乗効果により、多様性を尊重し、「受け手」「支え手」の関係性を越えた「お互いさま」が生まれ、自分らしく活躍できる地域社会を目指す「談話プロジェクト」を重点プロジェクトとして進めます。



5つの要素がリンクした様々な取組に発展することで、

「お互いさま」が生まれる地域社会を目指すプロジェクト!!

住民のみなさんも一緒に協働で進めていきましょう！

地域福祉の主役は、地域で生活している住民一人ひとりです。住民一人ひとりが福祉に対する関心をもって、自分のできる範囲での取組を行い、みんなが活躍できる地域づくりを進めていくことが大切です。



できることから少しずつ！

計画書にはこの他にも「やってみよう」のシチュエーションを記載しています。

計画の詳しい内容について、市や市社協のホームページでぜひご覧ください。

★FUMISUGO(福祉の未来を考えるスゴロク)も掲載中 ぜひ遊んでみてね★



第3次八幡市地域福祉推進計画 概要版

発行年月: 令和5年3月

編集・発行

八幡市 健康福祉部 福祉総務課
〒614-8501
京都府八幡市八幡園内75番地
TEL: 075-983-1334・075-983-1371
FAX: 075-982-7988
H P: <https://www.city.yawata.kyoto.jp/>

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会
〒614-8022
京都府八幡市八幡東浦5番地(福祉会館)
TEL: 075-983-4450
FAX: 075-983-5798
H P: <http://www.yawata-shakyo.or.jp/>

第3次 八幡市地域福祉推進計画

概要版



「地域福祉」とは？

「福祉」とは、**ふだんのくらしをしあわせにすること**といわれています。

誰もが自分らしく、安心、安全に住み慣れた地域で生活を続けられるように、お互いに支え合い・助け合う地域をつくるのが、「地域福祉」です。



「第3次八幡市地域福祉推進計画」とは？

「地域福祉推進計画」は「地域福祉」を推進するための計画です。八幡市における地域福祉の推進に向けた様々な取組が記載されている計画が「第3次八幡市地域福祉推進計画（これ以降は「本計画」といいます）」です。

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている行政計画としての「地域福祉計画」と、同法第109条に基づく社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」とを一体的に策定したもので、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」も含まれています。なお、本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。

本計画は、策定委員会やアンケート、ワークショップなどを通して、たくさんの市民の方にご意見をいただき策定しました。

地域福祉の推進

第3次八幡市地域福祉推進計画 (成年後見制度利用促進基本計画を包含する)

地域福祉計画 八幡市 + 地域福祉活動計画 八幡市社協

住民参画

アンケート等調査

- 市民アンケート
- 中学生アンケート
- 自治会・団体アンケート
- 外国人住民ヒアリング

ワークショップ

- 市民ワークショップ
- 高校生ワークショップ
- 専門職ワークショップ

「第3次八幡市地域福祉推進計画」で進める取組とは？

「第3次八幡市地域福祉推進計画」では、今後の本市における地域福祉を推進していくため、様々な取組を進めていきます。

基本理念

基本理念

手と手がつながり 広がる輪
みんなで作る おもいやりのまち

人と人が出会い、言葉を交わし、つながりが生まれていくこと。そして、手と手をつなぎ、助け合い・支え合いに関係に育っていくこと。地域福祉のはじまりはそういった少しずつの手と手のつながりだと考え、左記の基本理念を掲げ、地域福祉を推進していくための取組を進めていきます。

基本目標ごとの取り組み

—基本目標—

01 人権意識と福祉のこころを育て、みんなで活躍できる地域をつくる

互いに思いやり、支え合う福祉のまちづくりを推進するため、子どもから高齢者まで、すべての住民が福祉意識や人権意識を高め、福祉のこころを育むことができるよう、情報提供や学習機会などの充実を図ります。

そして、育まれた福祉のこころや人権の意識が、住民同士の触れ合いや支え合いにつながり、多くの人が福祉活動に一步踏み出せるまちになるよう、新たな住民参画への環境の整備を進めます。

目指すまちの姿
1

みんなが互いに思いやるこころを持ち、さらに、誰もが福祉の活動への参画・チャレンジができるまちになります。

主な取組

1. 人権意識を育み、福祉のこころがうまれる地域づくり	① 福祉に関する生涯学習機会の充実
	② 福祉教育の実施と環境整備
	③ 人権意識の醸成
2. 市民の思いが活動につながる地域づくり	① 市民・団体活動への支援推進
	② 交流の促進と活動支援の実施
	③ 活動実施に向けた環境整備

—基本目標—

02 互いに助け合いながら“安全”に“安心”して暮らせる仕組みを充実させる

見守りや手助けが必要な人に対する支援や、権利擁護やバリアフリー、防犯・防災対策などの様々な「安全」と「安心」に係る施策の充実を図ります。

そして、地域における助け合いや支え合いがたくさんある福祉のまちづくりを進め、住み慣れた地域で安全に、そして安心して暮らし続けられるよう取り組みます。

目指すまちの姿
2

福祉の支え合い体制・福祉サービスが充実した、安全安心に暮らし続けられるまちになります。

主な取組

1. 住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる仕組みの充実	① 各種福祉サービスの充実
	② 権利擁護体制の構築 (成年後見制度利用促進基本計画)
2. 安全に暮らすことのできる仕組みの充実	① 地域全体での防犯・防災対策
	② 見守り・支え合い体制の強化
3. 福祉のまちづくりを進める体制の充実	① 社会福祉協議会の機能強化
	② バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

—基本目標—

03 優しさがみんなに分かち合える体制を構築する

市民が抱える悩みや困りごとに対する、情報発信から相談、支援提供まで切れ目のない対応が出来るような支援体制の構築を進めます。

また、複雑化・多様化する福祉課題に対し、分野横断的に、包括的に支援していくための連携体制の充実を図ります。

目指すまちの姿
3

子どもからお年寄りまで、性別や国籍などにかかわらず、様々な困りごとを抱える人も、求める福祉の支援を誰もが活用できるまちになります。

主な取組

1. みんなに届く情報発信・提供体制の構築	① 充実した情報提供体制の構築
	② 手が届きやすい情報提供体制の構築
2. 包括的・重層的な相談支援体制の構築	① 包括的な相談機能の充実
	② 潜在的な課題へのアプローチと対応
3. 様々な分野が手を取り合う連携体制の推進	① 様々な困難や課題への支援体制の充実
	② 虐待防止体制の充実
	③ 分野横断的な連携体制の構築